

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 144 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 144 条第 2 項により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 31 日

長崎地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 1 号及び第 2 号

対象土地 佐世保市瀬戸越三丁目 1 6 7 0 番 4

佐世保市瀬戸越三丁目 1 6 7 0 番 1

佐世保市瀬戸越三丁目 1 6 7 0 番 7

2 関係人の氏名又は名称

有限会社前田猛工務店

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定をした旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。